

# **大田市特定地域生活排水 処理事業経営戦略**

---

**平成 29 年度～平成 38 年度**

**平成 29 年 3 月**

**大田市上下水道部**

## 目 次

1. 経営戦略策定の目的.....	1
2. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況.....	1
① 施設.....	1
② 使用料.....	3
③ 組織.....	4
(2) 民間活力の活用等.....	6
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	6
3. 経営の基本方針.....	7
4. 投資・財政計画（収支計画）.....	7
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	7
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	8
① 収支計画のうち投資についての説明.....	8
② 収支計画のうち財源についての説明.....	8
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	11
① 今後の投資についての考え方・検討状況.....	11
② 今後の財源についての考え方・検討状況.....	11
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	12
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	12
6. 用語集.....	13

別紙1 大田市下水道基本構想図

別紙2 経営比較分析表

別紙3 投資・財政計画（収支計画）

# 大田市特定地域生活排水処理事業経営戦略

団体名：島根県大田市  
事業名：特定地域生活排水処理事業  
策定期日：平成29年3月  
計画期間：平成29年度～平成38年度

## 1. 経営戦略策定の目的

本市下水道事業は、快適でゆとりある衛生的生活環境を創出することにより、少子高齢化、人口減少に対する定住化施策推進に貢献するとともに、海・河川等の公共用水域の環境保全・再生を図るため、下水道基本構想に基づき、平成15年度より集合処理区域以外の区域で合併処理浄化槽による整備を行っています。今後、人口動態や水需要の動向を踏まえた効率的な浄化槽整備を進めいくとともに、維持管理や更新の見通しについて検討していく必要があります。

本経営戦略は、本市特定地域生活排水処理事業の現状と、これらの将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

(平成28年3月31日現在)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年8月11日(13年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用

処理区域内人口密度 (人／km <sup>2</sup> )	17.75	流域下水道等への接続の有無	流域下水道等へは接続していません。
処理区数	個別処理区（市設置型浄化槽）		
処理場数	合併処理浄化槽 531 基		
広域化・共同化・最適化実施状況 * 1	経済的な事業の選択と効率的な整備を進めため、平成 26 年度に下水道基本構想の見直しを行い、下水道整備予定区域及び農業集落排水処理施設整備を縮小し、個別処理区域に変更しました。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

本市の汚水処理は平成 26 年度に見直しを行った下水道基本構想により、公共下水道等の集合処理区と浄化槽の個別処理区により大田市全域を整備することとしています。

市設置型浄化槽整備については、平成 15 年度から仁摩町の個別処理区域の整備に着手し、平成 21 年度からは本市全域の個別処理区域において計画的な整備を推進してきました。現在は、年間整備基數 80 基を目標とし整備推進を行っています。

（現在の整備区域及び整備予定区域は別紙 1 のとおり）

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
他の使用料体系の概要・考え方	<p>一般家庭用、業務用の区分はなく、基本水量付段階別遜増型料金体系としており、水道の使用水量を基に料金算定をしています。</p> <p>また、水道以外の水を使用している場合は、使用の状況に応じ使用水量を認定し料金算定をしています。</p>		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成25年度	3,150円	
	平成26年度	3,240円	
	平成27年度	3,240円	
実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成25年度	3,397円	
	平成26年度	3,464円	
	平成27年度	3,521円	

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

使用料収入は、整備の進捗に伴い加入者が増加し、使用水量の伸びに連動し増えてきています。

料金体系については、全国的な水準を基に決定しています。

### 使用料

浄化槽の設置が完了し、宅内外配管工事後、浄化槽が使用できる状態になると、使用料を納めていただきます。

浄化槽の使用料は、一定使用量までの基本料金と使用水量などにより加算される超過料金を加算したものです。

(1ヶ月当り)

区分	適用	使用料
基本料金	10m <sup>3</sup> までの分	1,620円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超えて20m <sup>3</sup> までの分	162円
	20m <sup>3</sup> を超えて50m <sup>3</sup> までの分	183円60銭
	50m <sup>3</sup> 超える分	216円

### 使用水量の決め方

浄化槽の使用水量は、原則として上水道の使用水量に基づいて決めます。井戸などの地下水を使用している場合は使用の状況に応じて認定します。

○水道水以外の水のみを使用した場合 (1ヶ月当り)

使用人数	一般家庭の使用水量	事務所等の使用水量
1人	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
2人	15m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> に2人以降1人に
3人以上	15m <sup>3</sup> に3人以上1人に つき2m <sup>3</sup> ずつ加算する	つき2m <sup>3</sup> ずつ加算する

○水道水と水道水以外の水を併用した場合の水道水以外の水の量 (1ヶ月当り)

使用人数	一般家庭の使用水量	事務所等の使用水量
1人につき	水道水の使用量に1人につき2m <sup>3</sup> を加算する。	

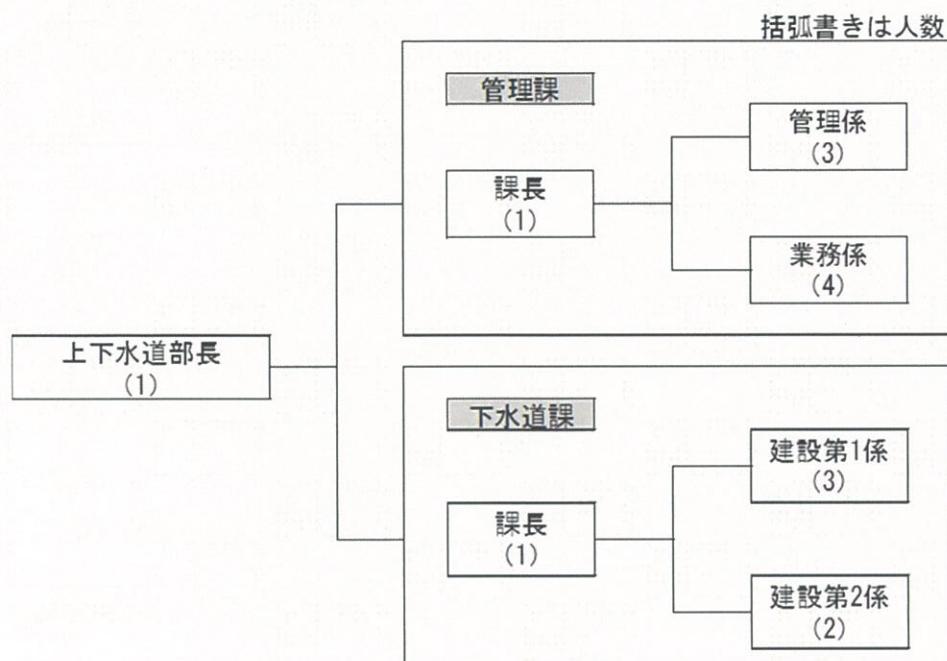
### ③ 組織

職 員 数	職員給与費予算措置なし。
事 業 運 営 組 織	下水道の組織体制は1部2課4係で、下水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業の業務を行っており、現在、職員数は15名です。(上下水道部長並びに管理課8名は水道事業との兼務)

平成19年度の機構改革により、それまでの水道部門と下水道部門が1つの部となり、上下水道部となりました。また、平成25年度からは部内の予算経理、窓口業務、使用料金等の収納業務を管理課に一元化し、現在に至っています。

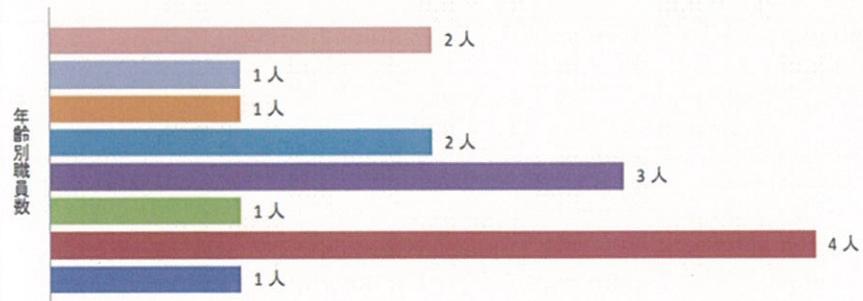
今まで合併処理浄化槽整備が中心となっていましたが、今後、設置基数の増加、また供用開始後年数が経過するに従って、維持管理に係る業務量が増加することから、組織体制の見直しを行う必要があります。

上下水道部 組織図（平成28年4月1日現在）



年齢構成

■ 55歳以上 ■ 50歳以上55歳未満 ■ 45歳以上50歳未満 ■ 40歳以上45歳未満  
 ■ 35歳以上40歳未満 ■ 30歳以上35歳未満 ■ 25歳以上30歳未満 ■ 20歳以上25歳未満



平均年齢

38歳3ヶ月

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併処理浄化槽の維持管理及び保守点検業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙2のとおり

### 3. 経営の基本方針

生活環境の改善と利便性の向上、環境保全機能の向上、安全・安心なまちづくり、健全な下水道事業経営を基本方針として掲げています。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙3のとおり

## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### <投資についての基本的な考え方>

##### ○新設

大田市総合計画に基づき、整備計画基数に対しての費用を計上しています。

#### <収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

##### ○投資の目標に関する事項

整備率 14.7% ⇒ 49.3%

(整備率：平成38年度末整備計画基数/区域内全計画基数)

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### <財源についての基本的な考え方>

##### ○使用料収入

新規投資を継続して行う事業計画のため、浄化槽設置基数の変動により使用料見込みを算出しています。また、平成31年10月に予定されている消費税率改定を反映し、算出しています。

##### 《算出方法》

有収水量×使用料単価

有収水量・・・設置基数見込×1基当たり有収水量

設置基数見込・・・前年設置基数見込+新規設置基数見込

1基当たり有収水量・・・年間有収水量÷設置基数

使用料単価・・・直近3カ年実績平均

##### ○国庫補助金

循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき、補助基準額の3分の1を見込んで算出しています。

##### ○基金繰入金

特定地域生活排水処理事業費充当財源の約10%を、受益者分担金を原資とする基金繰り入れにより算出しています。

## ○地方債収入

建設改良費から国庫補助金、基金繰入金を控除した額に対し、起債充当率100%として算定しています。なお、平成32年度までは借入額の2分の1を過疎債併用として算定しています。

起債条件：

《下水道事業債》

償還期間40年、元金据置期間5年、元利均等方式、利率0.3%

《過疎債（平成32年度まで）》

償還期間30年、元金据置期間5年、元利均等方式、利率0.3%

## ○繰入金

地方債の元利償還費用については、適正と考える使用料収入を徴収しても賄えない状況にあるため、元利償還金のうち、元金の60%と利息の全額を分流式下水道等に要する経費として、基準内繰入で算定しています。その他、維持管理費などの経費については基準外繰入で算定しています。

＜収支計画の策定に当たって反映した取り組み＞

## ○財源の目標に関する事項

下水道整備の推進、水洗化率向上により、使用料収入で出来る限り経費を賄い、一般会計繰入金への依存度を改善するため目標として設定しました。

＜目標＞

- ・収益的収支比率：89.1% ⇒ 現状以上
- ・経費回収率：48.92% ⇒ 現状以上
- ・企業債残高対事業規模比率：562.73% ⇒ 現状以下

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下の条件設定により、算出を行っています。

職員給与費に関する事項	職員給与費は算出しません。
動力費に関する事項	動力費は算出しません。
薬品費に関する事項	薬品費は算出しません。
修繕費に関する事項	過去5年間の1基当たり平均修繕費×管理基数見込み
委託費に関する事項	過去5年間の1基当たり平均委託料×管理基数見込み
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支払利息           <ul style="list-style-type: none"> <li>・既発債 償還表に基づき各年度の支払利息を積み上げ計上。</li> <li>・新発債 下水道事業債・・・ 計画期間中の発行予定額に償還期間40年、元金据置期間5年、元利均等方式、利率0.3%の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。</li> <li>過疎債・・・ 計画期間中の発行予定額に償還期間30年、元金据置期間5年、元利均等方式、利率0.3%の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。</li> </ul> </li> <li>○消費税及び地方消費税 平成31年10月に予定されている消費税率改定に伴う費用の増加を加味。</li> <li>○上記以外の経常的経費 その他の経費については、毎年度大きな変動がな</li> </ul>

いことから、直近の決算値で計上。

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

- ・該当事項なし

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	未反映の取り組みはありません。
投資の平準化に関する事項	未反映の取り組みはありません。
民間活力の活用に関する事項 ( P P P / P F I など )	未反映の取り組みはありません。
その他の取組	未反映の取り組みはありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金に過度に依存せず、可能な限り使用料収入により原価回収を行い、安定的な経営が可能となるよう、人口動態、水需要の動向や接続世帯数の動向に注視し、料金適正化について検討していきます。また、料金適正化にあたっては、汚水処理に係る市民負担の公平性の観点から、下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況を含め、一体的な検討を行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	現在、定期預金により資金運用を行っていますが、国債などの債券運用の導入についても検討を行っていきます。
その他の取組	未反映の取り組みはありません。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	未反映の取り組みはありません。
職員給与費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
動力費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
薬品費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
修繕費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
委託費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
その他の取組	未反映の取り組みはありません。

### 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今年度策定した「経営戦略」については今後、P D C Aサイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、計画と実績の乖離を検証するとともに、計画と実績の乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図り、経営健全化や財源確保に関する取組に即座に反映させていきます。また、5年ごとに経営戦略の見直し（ローリング）を行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、計画の高度化を目指します。
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 6. 用語集

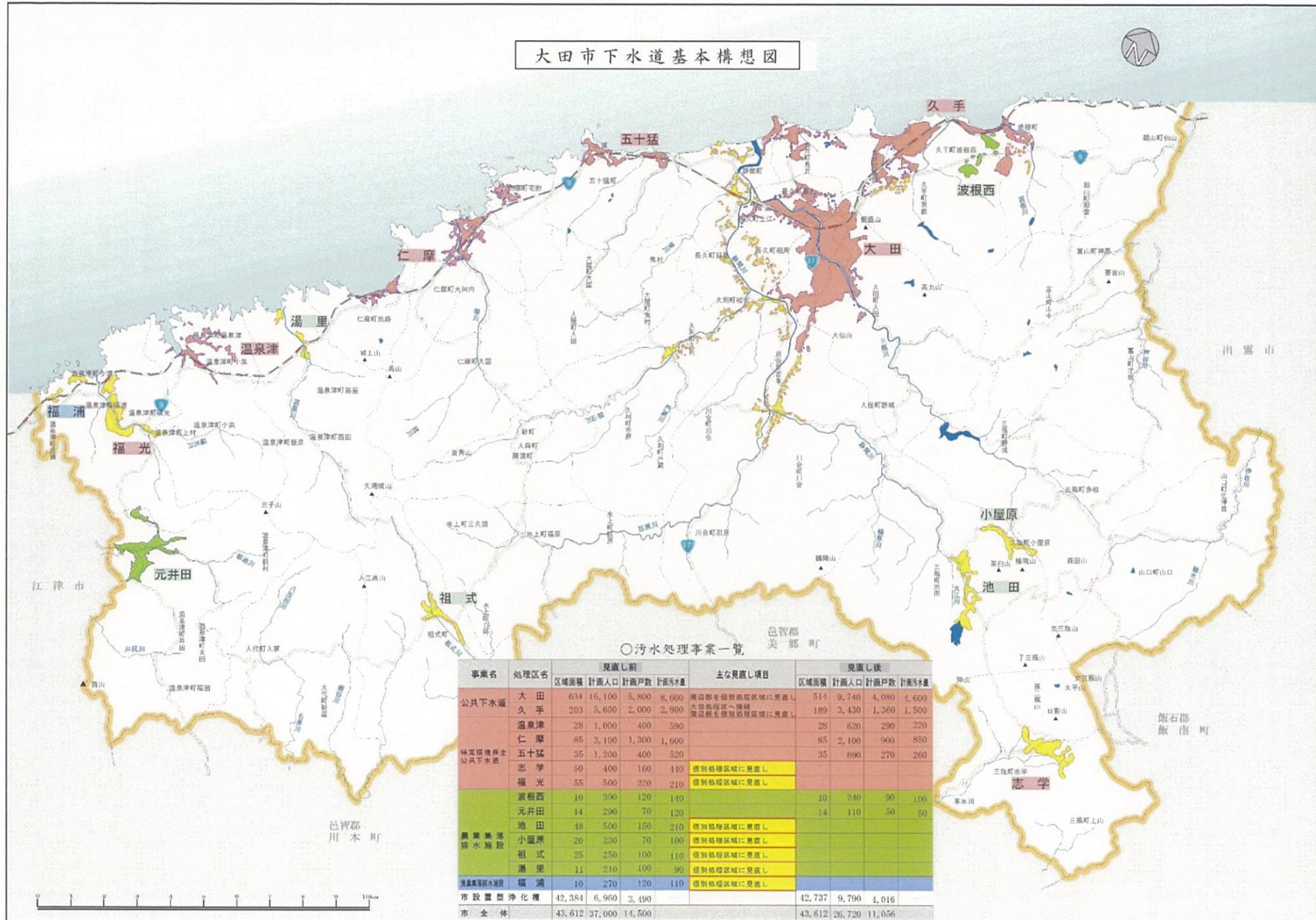
	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略 1 ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
い	いっぽんかいけいくりいれきん	下水 p10、生排 p9
	一般会計繰入金	一般会計から特別会計へ支出される経費のこと。大きく分類して、基準内繰入と基準外繰入の 2 種類がある。
う	うすい	下水 p3
	雨水	降った雨の水のこと。
お	おおだしそうごうけいかく	下水 p8、生排 p8
	大田市総合計画	大田市の将来展望、進むべき方向と行政施策を明らかにすることを目的として策定された長期的な計画。
おすい		下水 p8、農集 p1
	汚水	家庭、会社、工場などから出される汚れた水のこと。
おすいしょりげんか		分析表 1.⑥、農集 p9
	汚水処理原価	経営比較分析表に掲載されている指標の 1 つ。有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費(管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理費+汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金)を表す。
か	かそさい	下水 p9、生排 p9
	過疎債	過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債。元利債還金の 7 割が地方交付税措置される。
がっぺいしょりじょうかそう		生排 p1
	合併処理浄化槽	微生物の働きで各家庭の生活排水を浄化し、側溝などを経由して河川や海へ放流する。トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽に比べて浄化能力が高く、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)の値を 10 分の 1 以下に抑える能力がある。
かんきよ		下水 p8、農集 p8
	管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
かんきょかいぜんりつ		分析表 2.③
	管渠改善率	経営比較分析表に掲載されている指標の 1 つ。管渠延長のうち、当該年度に更新した管渠の割合を表す。
がんりきんとうほうしき		下水 p9、生排 p9
	元利均等方式	元金と利息の合計返済額を同額にして、返済金額に占める元金と利息の割合を変化させていく返済方法のこと。対するものとして、元金部分を同額にして利息部分を載せていく元金均等方式がある。
き	きぎょうさいざんだかたい じぎょうきぼひりつ	分析表 1.④、生排 p9、農集 p9
	企業債残高対事業規模比率	経営比較分析表に掲載されている指標の 1 つ。料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。
きじゅんがいくりいれ		下水 p10、生排 p9、農集 p8
	基準外繰入	基準内繰入以外の繰入金のこと。歳入不足を補てんする目的のものが多い。
きじゅんないくりいれ		下水 p10、生排 p9、農集 p8
	基準内繰入	繰出基準に沿って一般会計から繰り入れられる繰入金のこと。繰出基準とは、繰出金の基本的な考え方のことをいい、毎年度総務省から示される。雨水処理に係る部分の債還金や、下水債の債還金の一部などがこれにあたる。
きほんすいりょうつきだんかいべつ ていぞうがたりようきんたいけい		下水 p3、生排 p3
	基本水量付段階別透増型料金体系	一定の基本水量を付した基本料金と、使った水量が多くなるのに応じて段階的に単位あたりの料率を高め、超過料金を計算する方法を組み合わせた料金体系のこと。大田市では、1ヶ月あたり 10 m <sup>3</sup> を基本水量としている。

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略 1 ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
き	きょうようかいし	下水 p1、生排 p1、農集 p1
	供用開始	下水道法に定める用語で、汚水処理が可能になったことを意味する。この告示が行われると、下水道へ接続することができる。
け	けいえいひかくぶんせきひょう	下水 p6、生排 p6、農集 p6
	経営比較分析表	毎年度の決算統計の数値を基に、総務省が作成しているもの。これを活用して分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができる。
	けいひかいしゅうりつ	分析表 1.⑤、下水 p10、生排 p9
	経費回収率	経営比較分析表に掲載されている指標の 1 つ。使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す。
	げすい	下水 p1、生排 p1、農集 p1
	下水	汚水に雨水などが加わったもののこと。飲むのには適さない水で、対するものとして上水がある。
	げすいどうきほんこうそう	下水 p1、生排 p1、農集 p1
	下水道基本構想	近年の人口減少や高齢化の進行など、汚水処理施設整備を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に実施するため平成 13 年度に策定したもの。平成 18 年度、平成 26 年度に見直しを行っている。
	げすいどうじぎょうさい	下水 p9、生排 p9
	下水道事業債	地方債の項目の 1 つ。
こ	こうきょうげすいどうじぎょう	下水 p1
	公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	こべつしょり	下水 p2、生排 p2、農集 p2
	個別処理	汚水を個々の家ごとに浄化槽で処理し、直接川や水路などに放流する方式。郊外部のように家屋の密度が低い場所で経済的である。
し	しせつりようりつ	分析表 1.⑦、下水 p10
	施設利用率	経営比較分析表に掲載されている指標の 1 つ。一日平均処理水量 ÷ 一日処理能力で求められ、施設の利用状況を表す。
	していかんりしゃせいど	下水 p6、生排 p6、農集 p6
	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん	下水 p9
	社会资本整備総合交付金	活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会资本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会资本整備事業のほか、関連する社会资本整備等を総合的・一体的に支援する交付金。国土交通省が所管している。
	しゅうえきてきしゅうしひりつ	分析表 1.①、生排 p9
	収益的収支比率	法非適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の 1 つ。総収益で、総費用と地方債償還金をどれくらい賄えているかを表す。
	しゅうごうしょり	生排 p1
	集合処理	汚水を下水道管で集めて終末処理場で処理を行う方式。家屋の密度が高い場所で効率的・経済的である。下水道、農業集落排水処理施設などがこれに該当する。
	じゅえきしやふたんきん	下水 p9
	受益者負担金	都市計画法第 75 条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例に定められている。
	じゅえきしやぶんたんきん	生排 p8
	受益者分担金	地方自治法第 224 条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例及び大田市農業集落排水事業分担金徴収条例に定められている。

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略 1 ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
し	じゅんかんがたしゃかい けいせいすいしんこうふきん	生排 p8
	循環型社会形成推進交付金	市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために要する経費に充てるための交付金。環境省が所管している。
す	すいせんかりつ	分析表 1⑧、下水 p9、生排 p9
	水洗化率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口で求められ、汚水処理している人口の割合を表す。
ち	すえおききかん	下水 p9、生排 p10
	据置期間	一定の期間は利息の支払いのみで、元金の支払いが猶予される期間のこと。
	ちほうこうえいきょうほう	下水 p2、生排 p1、農集 p1
	地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。昭和 27 年成立、施行。
と	ちほうさい	下水 p9、生排 p9、農集 p8
	地方債	地方公共団体が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務。原則として、地方財政法 5 条の各号に掲げる場合においてのみ発行できる。
	とくていかんきょうほせん こうきょうげすいどうじぎょう	下水 p1
	特定環境保全公共下水道事業	公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される事業。
に	とくていちいき せいかつはいすいしょりじぎょう	生排 p1
	特定地域生活排水処理事業	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業。
	にんかくいき	下水 p2
	認可区域	事業計画の認可を受けた区域のこと。都市計画法に基づく手続きが必要になる。この認可がなければ、下水道事業を実施できない。
の	のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう	下水 p4、生排 p2、農集 p1
	農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
は	はいすいく	下水 p3
	排水区	河川もしくは海域に雨水を排水するために地方公共団体が管理する下水道の区域のこと。
	ぴーえふあい	下水 p6、生排 p6、農集 p6
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
ひ	ぴーでいーしーえーさいくる	下水 p14、生排 p12、農集 p11
	PDCA サイクル	行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の 4 つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。
ふ	ぴーぴーぴー	下水 p6、生排 p6、農集 p6
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもの。公民が連携して公共サービスの提供を行う計画のことをこう呼んでいる。PFI は、PPP の代表的な手法の 1 つ。
ふ	ぶんりゅうしきげすいどう	下水 p10、生排 p9、農集 p8
	分流式下水道	汚水用管路と雨水用管路の 2 つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は河川や海に直接放流する下水道のこと。対するものとして、汚水と雨水と一緒に終末処理場へ送る合流式下水道がある。

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略 1 ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
ほ	ほうかつてきみんかんいたく	下水 p6、生排 p6、農集 p6
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
	ほうときょう	下水 p2
	法適用	地方公営企業法の規定を適用すること。法の全てを適用する全部適用と、財務規定などの一部のみを適用する一部適用がある。
	ほうひてきょう	下水 p2、生排 p1、農集 p1
	法非適用	地方公営企業法の規定を適用していないこと。
	ぼんぶしせつ	下水 p8、農集 p6
	ポンプ施設	管路施設でを集められた下水を処理施設に送水し、又は雨水を河川や海に放流する機能を持つ施設のこと。
り	りゅういきげすいどう	下水 p2、生排 p2、農集 p1
	流域下水道	日本の下水道事業の一形態で、2つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が設置管理するものをいう。

【別紙1】



# 【別紙2】

## 経営比較分析表

島根県 大田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	20.83	100.00

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
36,668	435.71	84.16
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km <sup>2</sup> )	處理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
7,587	427.37	17.75

### グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 平成27年度全国平均

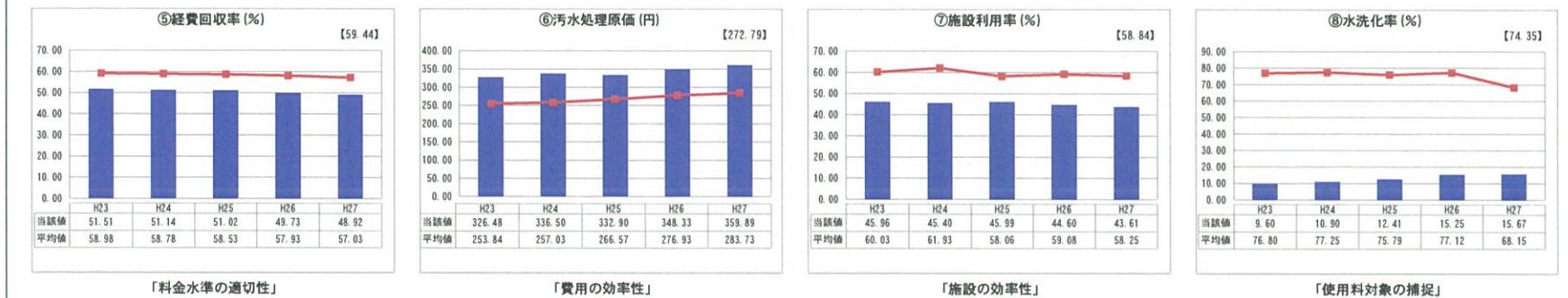
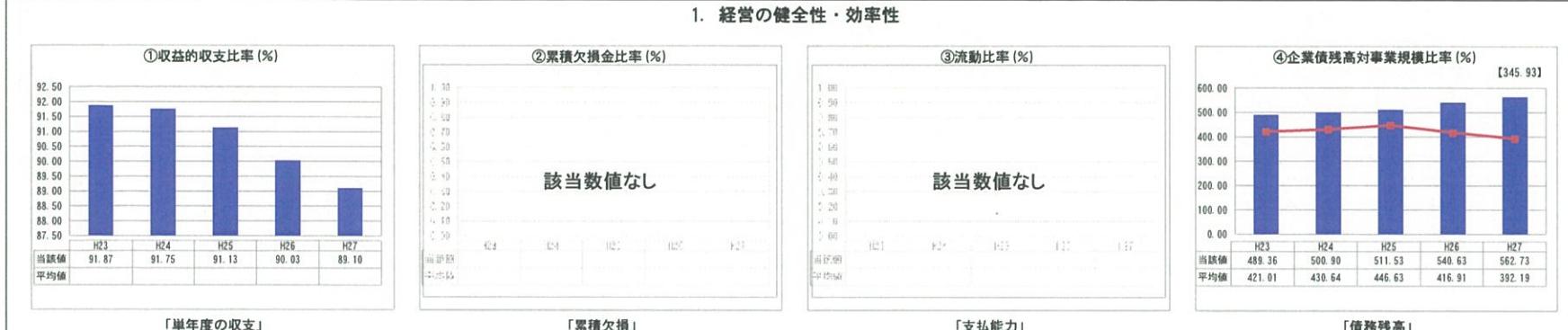
### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

① 収益的収支比率は100%を割り込み、年々悪化傾向にある。浄化槽設置基数の増加により総収益は増加傾向にあるものの、基数増加に伴う維持管理費等の費用の増加分を賄うことが出来ず、一般会計からの繰入金に対する依存度は年々高くなっている。

④⑤⑥ 企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価についても平均値を下回っており、費用に見合った収益が得られていないことから収益的収支比率と同様に各指標とも悪化傾向にある。

⑧ 供用開始後間もないことから、水洗化率については平均値を大きく下回っている。

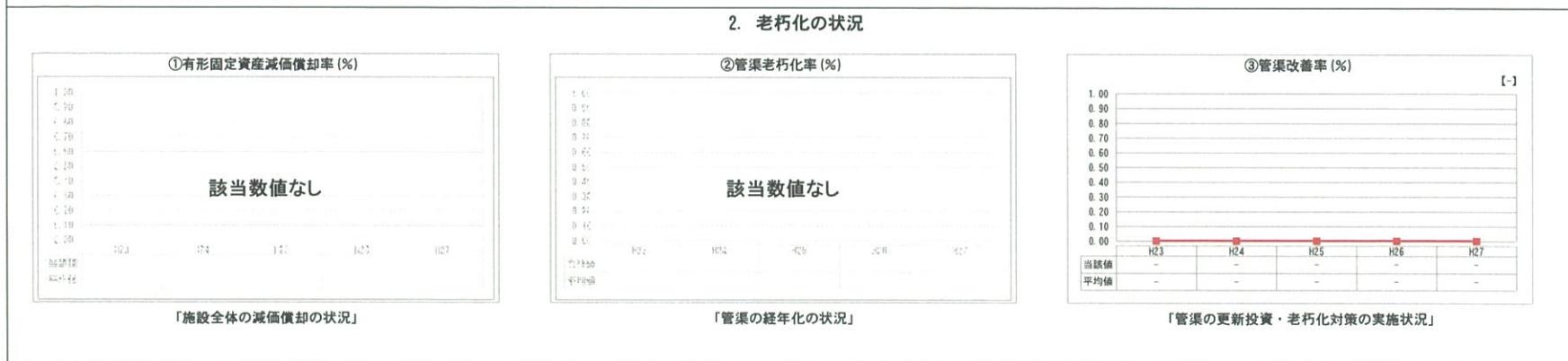


#### 2. 老朽化の状況について

平成15年度の供用開始後、12年が経過したところであるが、現在のところ浄化槽本体の更新については必要性は低い。しかし、付属機器の修繕費用は増加傾向である。

### 全体総括

経営の健全性・効率性に関する指標について、すべて平均値を下回っており、水洗化率以外の指標には年々悪化傾向にある。今年度策定の「経営戦略」により今後、投資の効率化や維持管理費の削減、適正な使用料収入の確保といった経営の健全化について検討していく必要がある。



\* 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

\* 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。



